

仕 様 書 番 号			
G A V - C G - W 1 5 0 0 2 2 A B			
作成	昭和 5 0 年	4 月	1 日
変更	令和 8 年	3 月 2 3 日	
補給本部		航空部	

陸 上 自 衛 隊

航空機用部品（輸入）共通仕様書

陸上自衛隊航空機用部品（輸入）共通仕様書

目 次

ページ

1 総則	1
1.1 適用範囲	1
1.2 用語及び定義	1
1.3 種類	3
1.4 引用文書等	3
2 製品に関する要求	4
2.1 一般的要求事項	4
2.2 保管期限統制	5
2.3 期限統制	6
2.4 製品の表示	6
3 品質保証	6
3.1 製品検査	6
3.2 検査項目	6
3.3 検査基準	7
3.4 検査方法	7
3.5 監督・検査	8
4 出荷条件	8
4.1 包装	8
4.2 包装の表示	8
5 その他の指示	8
5.1 官給品	8
5.2 納入書類	8
5.3 文書などの誤認	9
5.4 諸法規との関連	9
5.5 その他の必要事項	9

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
陸上自衛隊 航空機用部品（輸入）共通仕様書	G A V - C G - W 1 5 0 0 2 2 A B	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	昭和 5 0 年 4 月 1 日
	変 更	令和 8 年 3 月 2 3 日
	作成部隊等名	補 給 本 部 航 空 部

1 総則

1.1 適用範囲

適用範囲は、次による。

- a) この仕様書は、陸上自衛隊において使用する航空機用部品（輸入）（以下，“この部品”という。）の調達に適用する一般共通事項について規定する。
- b) この部品とは、次の範囲をいう。
 - 1) 航空機の機体及びエンジン構成品並びに取付品
 - 2) 航空機のプロペラ及び回転翼並びにこれらの部品
 - 3) 航空機用各装置、各系統の装備品及びこれらの部品
 - 4) 航空機用各種搭載品及びこれらの部品（通信電子器材を除く。）
 - 5) 航空機用標準部品、材料及び副資材
 - 6) 航空機訓練用器材及びこれらの部品
 - 7) 航空機用機器、工具など並びにこれらの部品

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 及び G A V - C G - Z 8 1 0 0 2 1 による。ただし、米国以外の国から輸入する場合には、米国に関する事項を当該輸出国における同等の事項に読み替える。

1.2.1

機能部品

この部品のうち、それ自体で基本的な機能を発揮することが可能で、ベンチテスト（機能部品を航空機に取り付けるのに先立って、架台などに取り付けて行う試験）などによって、その機能・特性が判定可能なものをいう。

1.2.2

認定製造業者

認定製造業者は、次による。

- a) 米国政府又は F A A などが、それぞれの品目別に主契約者（Prime Contractor）として製造又は修理することを認可又は承認している製造業者をいう。
- b) この製造業者は、適用仕様書、規格などによって主製造権をもつことを通常とする。

1.2.3

公認製造業者

次のいずれかに該当する製造業者をいう。

- a) 認定製造業者との技術提携によって製造又は修理する権限及び能力をもつ製造業者
- b) F A Aの型式証明 (Type Certification) を所持しないが型式証明のある修理用部品を製作するため F A Aの技術承認 (Engineering Design Approval) によって, F A Aの承認を得た工場検査制度 (Fabrication Inspection System) の下に, 監督・検査制度 (Surveillance of Inspection System) を保持する製造業者

1.2.4

証明書等

この部品が, 所定の検査に合格し品質を保証されたものであることを証明する書類で, 次のものをいう。

- a) **検査合格証** 認定製造業者又は公認製造業者が品質を保証するため検査に合格していることを示す証書類又は F A A検査官等が発行する証書類 (タグ及びラベルを含まない。) をいう。
- b) **検査成績書** 認定製造業者又は公認製造業者が品質を保証するため品目ごとに定められた検査項目全てについて, 検査成績値と許容値を記入した証明書をいう。
- c) **耐空性証明書** (FAA Form) **E A A P A C 2 1 - 2**の規定によって, F A A検査官等が発行する耐空性証明書などをいう。
- d) **検査合格タグ** 認定製造業者又は公認製造業者の認める検査員又は F A A検査官等が各自の権限内の品目について発行した使用可能品タグをいう。
- e) **検査合格ラベル** 認定製造業者又は公認製造業者が品質を保証するため現品に印刷, 貼付けなどによって検査に合格していることを示すラベルをいう。

1.2.5

F A A

Federal Aviation Administrationの略語で, 米国連邦航空局 (米国における民間航空に関する各種の行政指導監督及びこれに伴う検査業務を担当する機関) をいう。

1.2.6

F A A検査官等

F A Aの定める耐空性基準などによって検査を行い, 耐空性証明を発行するなどの業務を執行する権限を付与された次の者をいう。

- a) **F A A検査官** F A Aの職員で, F A Aから直接権限を付与された者をいう。
- b) **F A A検査員** F A Aの職員以外の者で, 認定製造業者又は公認製造業者がそれぞれ保有する責任と権限によって, F A Aによってその一部の権限の執行を委任する “検査員” の資格を与えられた者をいう。

1.2.7

E A A P

Export Airworthiness Approval Procedureの略語で, 輸出品に対して輸出耐空性証明を発行する業務の細部手続を規定した手順をいう。

1.2.8

ファクトリーニュー部品

認定製造業者又は公認製造業者が製造し, 社内検査に合格した未使用の新製部品をいう。

1.2.9

サープラス品

ファクトリーニュー部品と同一条件で製造され, 当該製造業者が販売者に引き渡したものをいい,

サープラスニュー部品及びサープラスユーズド部品に区分する。通常、この場合の販売者をサープラス品販売者という。

1.2.10

サープラスニュー部品

サープラス品のうち未使用の部品をいう。

1.2.11

サープラスユーズド部品

サープラス品のうち、使用されたことのある部品をいう。

1.2.12

保管期限統制

保管中に経年劣化又は発せいなどによって、品質が低下するおそれのある品目を**MO-700-4**によって、加硫（キュアリング）、組立て、検査などを行った日（起算基準日）からその部品などが本来の使用目的に支障なく使用し得る状態を維持可能な最大限の保管期限を指定し、これに伴う特定の検査、出荷などに関する業務統制を行うことをいう。

1.2.13

期限統制

加硫（キュアリング）、組立て、検査などを行った日から使用するまでの間に、品質が劣化するおそれがある特定の品目について、要求する特性を保証するため最大の期間を設定することをいう。

1.2.14

加硫日

合成ゴムの部品・材料（以下，“合成ゴム部品等”という。）を、製造又は修理する過程において加硫した期日をいう。

1.2.15

調達要求元

陸上自衛隊補給本部航空部をいう。

1.2.16

S D S

Safety Date Sheetの略語で、化学品の安全な取り扱いを確保するために、**J I S Z 7252**又は**I S O 11014**によって化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書をいう。

1.2.17

T D S

Technical Date Sheetの略語で、製品の構成、技術的特徴、使用条件などに関する情報が記載された文書で、製造者が発行したものをいう。

1.3 種類

この部品は、次の3種類に分類し、個別仕様書によって指定する。

- a) ファクトリーニュー部品
- b) サープラスニュー部品
- c) サープラスユーズド部品

1.4 引用文書等

1.4.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成

すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版（追補を含む。）とする。

なお、適用の優先順位は、GLT-CG-Z000001の1.4による。契約後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議する。

a) **仕様書**

GAV-CG-Z810021 陸上自衛隊航空機用部品包装共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) **法令等**

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

関税暫定措置法（昭和35年3月31日法律第36号）

官給品等の管理及び処理手続要領〔補統航第160号（6.5.20）別冊〕

c) **規格**

ISO 11014 Safety data sheet for chemical products — Content and order of sections

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

SAE AS 1933A Age Controls for Hose Containing Age-Sensitive Elastomeric Material

SAE AS 5316 Storage of Elastomer Seals and Seal Assemblies Which Include an Elastomer Element Prior to Hardware Assembly

d) **その他**

EAAP AC21-2 Export Airworthiness Approval Procedures

MO-700-2 陸上自衛隊航空機等整備実施規定

MO-700-4 陸上自衛隊航空機等整備実施規定

各機種 of 補給カタログ（航C・D・E，航E及び航B）

適用部品カタログ

1.4.2 **関連文書**

関連文書については、次によるものとし、入札書または見積書の提出時における最新版（追補を含む。）とする。

a) **仕様書**

GAV-CG-W150021 陸上自衛隊航空機用部品（国産）共通仕様書

b) **その他**

各機種別整備実施規定（準用規定を含む。）

2 **製品に関する要求**

2.1 **一般的要求事項**

2.1.1 **ファクトリーニュー部品**

ファクトリーニュー部品は、次による。

- a) この部品は、個別仕様書に規定した物品番号（又は部品番号）に対応する製造図面及び同図面に引用される仕様，規格などの要求事項又は物品番号（又は部品番号）に対応する“各機種の補給カタログ（航C・D・E，航E及び航B）”又は“適用部品カタログ”の規定事項を全て満足し

なければならない。

- b) この部品は、納入前1か年以内にF A A検査官等が検査を行ったもので、かつ、その時期における改修などが完了したものでなければならない。
- c) この部品には、個別仕様書で規定した場合を除き、次に示す証明書などが添付されていなければならない。ただし、検査合格証は、写しを検査官に提出することによって添付を省略してもよい。
 - 1) 検査合格証
 - 2) 検査成績書（社内様式）
 - 3) 輸出耐空性証明書
 - 4) 検査合格タグ
 - 5) 検査合格ラベル
- d) c)に示す証明書等について、当該品目が標準品目などのため、輸出国における商慣習又は販売体系などの状態によって入手不可能の場合は、ディストリビュータ、子会社など（以下、“ディストリビュータ等”という。）によって、当該品目が個別仕様書の要求に合致していることを保証するため発行された証明書をもって、これに代えてもよい。

なお、この場合、当該品目の製造者とディストリビュータ等との関係を証明する書類を検査官に提示しなければならない。
- e) この部品に、“労働安全衛生法施行令”で製造などが禁止されている材料を使用してはならない。
- f) 次の希少材料の使用は、極力避けなければならない。
 - 1) クローム
 - 2) コバルト
 - 3) ニオブウム
 - 4) モリブデン
 - 5) ニッケル
 - 6) タングステン
 - 7) 天然ゴム
 - 8) カドミウム

2.1.2 サープラスニュー部品

サープラスニュー部品は、2.1.1 a), b), c), e), f)の条件を満足しなければならない。

ただし、2.1.1 c)による証明書等が入手不可能の場合は、サープラス品販売者によってこの部品が個別仕様書で規定している要求に合致していることを保証するため発行された証明書をもってこれに代えてもよい。

2.1.3 サープラスユーズド部品

サープラスユーズド部品は、技術発刊物などで改修、修理などの処理が規定されている部品が、認定製造業者又は公認製造業者によって、あるいはこの部品の製造業者の定めるオーバーホールマニュアルなどによって、点検、改修、修理又はオーバーホールが行われ、所定の検査に合格したことが証明されていなければならない。また、併せて2.1.1 a), b), c), e), f)の条件を満足しなければならない。ただし、2.1.1 c)による証明書等が入手不可能の場合は、サープラス品販売者によってこの部品が個別仕様書で規定している要求に合致していることを保証するため発行した証明書をもってこれに代えてもよい。

なお、未使用の機能部品及び組部品から取り外した部品は、いかなる理由でもサープラスユーズド部品とする。

2.2 保管期限統制

保管期限統制は、次による。

- a) この部品は、化学品を除いて**MO-700-4**によって保管期限統制を実施する。
なお、納入時に保管期限の残期間が36か月以上もつものでなければならない。
- b) この部品に使用する燃料、油脂類は、“各機種別整備実施規定”によって実施する。
- c) 保管期限統制されるグリースを使用した単体ベアリングは、1個又は数個ごとに包装し、見やすい箇所に包装年月日を表示する。ただし、1個ごとの表示が困難と認められるものは、個装ごとに表示してもよい。また、当該ベアリングは、完成検査（完成検査の行われない場合は、受領検査）合格時において包装年月日から1か年以内のものでなければならない。

2.3 期限統制

契約の相手方は、製造又は購入した合成ゴム部品、ホースなどで、**SAE AS 1933A**及び**SAE AS 5316**を適用しているものは、当該規格に準じて期限統制を実施する。

2.4 製品の表示

この部品は、次の表示を行う。ただし、一品ごとに表示することが困難と認められるものは、個装ごとに表示してもよい。

- a) この部品に、部品番号を記載する。ただし、部品番号は、製造業者による記載でなければならない。
- b) 機能部品などには、製造業者名、製造番号及び製造年月を記載する。
- c) 2.2によって指定された保管期限統制品目は、加硫日、組立日、製造日、包装日のいずれかを記載しなければならない。

3 品質保証

3.1 製品検査

契約の相手方は、官側の行う検査に先立ち、**3.2～3.4**の規定に従って、あらかじめ社内検査〔防衛省の定める修理系列業者又は下請業者（以下、“修理系列業者等”という。）において行う検査を含む。〕を実施し、当該検査成績書を準備する。

3.2 検査項目

3.2.1 書類審査

書類審査は、次による。

- a) 輸出業者が発行したインボイスに記載された品名、部品番号、数量などが個別仕様書で規定している要求事項を満足していることを確認する。
- b) この部品が、**2.1**に規定する要求事項を満足していることを証明する書類が添付されていることを確認する。

3.2.2 外観検査

外観検査は、次による。

- a) 製品の表示が個別仕様書で規定している要求に合致したものであるか確認する。
なお、個別仕様書に製造者が記載されているものは、当該製造業者の製品であることを確認する。
- b) この部品が、**2.2**に関する要求を満足していることを確認する。
- c) この部品の仕上げ、構造、防せい処理、塗装、打ちきず、加工不良、未加工、欠品、加工きず、輸送取扱不良などによる破損など及び外観上の異状の有無を目視によって確認する。ただし、金

属容器などに収納され使用時まで開こんを禁じられている品目は、金属容器などの外観に著しい欠陥が認められる場合以外は、開こんしない。

3.2.3 寸法検査

この部品の互換性又は置換性に影響する主要寸法が、製造図面、オーバーホールマニュアルなどで示している要求を満足していることを確認する。

3.2.4 機能検査

機能部品の機能的特性がそれぞれの要求を満足していることを確認するため製造図面、オーバーホールマニュアルなどの完成検査項目に従って試験又は検査を行う。

3.2.5 非破壊検査等

この部品の当該部品番号に対応する製造図面、オーバーホールマニュアルなどに非破壊検査、破壊検査及び硬度検査（以下、“非破壊検査等”という。）の要求がある場合、当該製造図面、オーバーホールマニュアルなどによって、所定の検査を実施し、それぞれの要求を満足していることを確認する。

3.2.6 包装検査

この部品の包装が、4.1の要求を満足していることを確認する。

3.3 検査基準

検査の基準は、次による。

- a) 3.2に示す検査の基準は、当該部品の製造図面などによる。ただし、製造図面などが無い場合は、当該部品のオーバーホールマニュアルなどによって実施する。
- b) 寸法検査、機能検査、非破壊検査等に必要な設備、製造図面、オーバーホールマニュアルなどがなく当該検査の実施が不可能な場合は、当該検査を担当する工場が発行する理由を付した書類を地方防衛局調達部長等（防衛装備庁契約の場合は、地方防衛局調達部長、支局長又は防衛事務所長、陸上自衛隊補給本部契約の場合は、陸上自衛隊補給本部の契約担当官等）に提出し承認を受けた後、当該検査の実施を省略してもよい。

なお、契約の相手方は、当該検査を省略した場合は、理由書を添付し、調達要求元へ通知する。

3.4 検査方法

3.4.1 ファクトリーニュー部品

ファクトリーニュー部品は、次による。

- a) 書類審査、外観検査及び包装検査は、全数検査を行う。ただし、外観検査及び包装検査は、検査官の指示によって抜取検査とすることが可能である。
- b) 寸法検査、機能検査、非破壊検査等は、個別仕様書に次の記号によって規定した品目について実施する。ただし、検査官の指示によって抜取検査とすることが可能である。

- 1) 寸法検査 “S”
- 2) 機能検査 “K”
- 3) 非破壊検査等 “H”

3.4.2 サープラス品

サープラス品は、次による。

- a) 3.2に定める検査項目のうち、該当する全ての項目は、修理系列業者等において検査を行い、機能検査、非破壊検査等を除く検査は、修理系列業者等以外の工場などにおいて実施してもよい。
- b) サープラスニュー部品に対する書類審査、外観検査及び包装検査は、全数検査を行うが、寸法検

査、機能検査、非破壊検査等は、個別仕様書で特に規定した場合を除き、検査官の指示によって抜取検査とすることが可能である。

- c) サープラスユーズド部品に対する検査は、3.2に定める検査項目のうち、該当する全ての項目について全数検査を行う。

3.5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、個別仕様書に規定のない限り、GAV-CG-Z810021によって実施する。また、完成検査（完成検査の行われない場合は、受領検査）後の包装は、それまでに用いられた包装材料の状態に応じ極力再使用する。

4.2 包装の表示

包装の表示は、個別仕様書に規定のない限り、GAV-CG-Z810021の**附属書A**“包装の通則”のA.8によって実施する。

なお、GAV-CG-Z810021の図A.5“使用可能（合格）票”は、必要事項を記入の上、個装ごとに添付する。

5 その他の指示

5.1 官給品

使用可能（合格）票及び履歴簿（ファイルを含む。）の各用紙は、必要の都度、“官給品等の管理及び処理手続要領”によって官給品の請求手続を行い、官給を受ける。

5.2 納入書類

5.2.1 オーバーホールマニュアル及びパーツカタログ

この部品のうち、個別仕様書にオーバーホールマニュアル及びパーツカタログの提出を規定した品目は、当該製造者のオーバーホールマニュアル及びパーツカタログ各1部を、当該部品の納入にあわせて提出する。

5.2.2 履歴簿

MO-700-2に規定されている履歴簿備付品目は、納入するときに、履歴簿にMO-700-2によって必要事項を記入し、通常、こん包箱の外側に耐水性の封筒に入れて“履歴簿”と記入し、ステープルなどにて確実に取り付ける。

5.2.3 免税に係る関係書類

“関税暫定措置法”第4条によって、免税物品（航空機部分品等など。）を納入しようとする場合は、当該契約の免税に係る関係書類“輸入許可通知書及び機械類等免税明細書”と納品書類を納品書に添付するとともに、免税物品（航空機部分品など。）は、当該品目の納品書の欄外に免印を押印する。また、分割納入の場合で関係書類が既に納入済みである場合は、納入状況を備考欄に明記する。

5.2.4 保管期限統制に係る関係書類

この部品のうち、保管特性（保管期限、長期保管による劣化、保管中の防せいなど。）をもつ品目を納入する場合には、当該製品の品目名、部品番号、保管期限などを示した技術情報（社内様式）を陸上自衛隊補給本部航空部へ提出する。ただし、MO-700-4に規定されている内容と差異が無い場合、省略してもよい。

5.2.5 SDS及びTDS

SDS及びTDSは、次による。

- a) **SDS** 契約の相手方は、各種法令などに基づきSDSの提出を求められている品目については、**JIS Z 7253**によるSDSの日本語版又は該当する**ISO 11014**を日本語訳したものを部品の納入地、陸上自衛隊補給本部航空部及び陸上自衛隊関東補給処（納入地の場合は、除く。）へ各1部提出する。

なお、過去の契約で提出したことがある場合は、省略が可能とする。ただし、官側から、SDSに関する要求を受けた場合、調整のうえ、処置する。

- b) **TDS** 製品に対するTDSが発行されている品目を納入する場合には、この部品のTDSの日本語版を部品の納入地、陸上自衛隊補給本部航空部及び陸上自衛隊関東補給処（納入地の場合は、除く。）へ各1部提出する。

なお、過去の契約で提出したことがある場合は、省略が可能とする。ただし、官側から、TDSに関する要求を受けた場合、調整のうえ、処置する。

5.3 文書などの誤認

認定製造業者、公認製造業者、FAA検査官等の発行する文書などの誤認は、契約の相手方の責任において処置する。

5.4 諸法規との関連

国内及び国外の諸法規、権利などの関連事項は、契約の相手方の責任において処置する。

5.5 その他の必要事項

その他の必要事項は、**GLT-CG-Z000001**の**箇条8**による。